

地方自治法施行令に定める少額随意契約の限度額の見直しを求める 意見書

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に定める少額随意契約については、地方自治体における契約事務の効率的な行政運営を図るために定められたものである。

本施行令に規定されている契約の限度額は、昭和57年10月以降改正されておらず、特に建設工事又は製造の請負の限度額は、これまでの建設工事費の上昇や消費税の導入経過等を経ても改正されていない。また、委託契約においても、これまで30%を超える物価水準の上昇があるにもかかわらず、限度額が50万円に据え置かれている。このことは、契約の発注者、受注者ともに契約事務の簡素化にはつながらず、工事や物品、財産等の円滑な調達に支障を生じている。今後もさらに物価水準や労務単価の上昇等が続けば、競争入札による契約案件及びその事務量はさらに増えるものと見込まれる。

このような状況において、契約の透明性を担保しつつ、物価・労務単価水準に見合った新たな随意契約の限度額を設定することで、発注者、受注者の双方が入札に係る事務や経費等の負担の軽減が図られるとともに、適正な金額設定により迅速な工事・委託の請負が可能となり、結果的に物価高騰に窮する事業環境の改善や地域経済の活性化にも寄与するものと考ええる。

よって、国及び政府におかれては、現状の物価・労務単価水準に見合う随意契約額となるよう、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に定める少額随意契約の限度額の見直しを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月19日

松江市議会

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、
財務大臣